

# マネジメントリポート

2006年3月

## 今回のテーマ： 信用保証協会による求償権の放棄

---

信用保証協会は自己が保証した債権について、平成18年1月4日から一定の要件を満たす場合に限り、「求償権の放棄」を実施することになりました。

### 1 主旨

中小企業が金融機関から融資を受ける場合、一般的に信用保証協会による保証制度を利用するケースが多いと思います。しかし信用保証協会が求償権の放棄を行うことが運用上認められていなかったため、企業再生の観点からは再生の阻害要因になっていると指摘されておりました。そのため事業再生に資すると認められる場合は、求償権を放棄することとなりました。

### 2 具体的方法

- (1) 金融機関からの借入金を肩代わりしたことによる求償権の放棄
- (2) 求償権になっていない債権を金融機関へ代位弁済した後の求償権の放棄
- (3) 保証している債権の時価による第三者への譲渡

### 3 要件

次に掲げるすべての基準を満たす必要があります。

- (1) 求償権の放棄を行わなければ確実に経営が破綻すること
- (2) 経営姿勢等が次に掲げる基準を満たすこと  
遊休資産の処分等の自助努力を行っていること  
事業継続が地域産業全体にとっても利益があると認められること
- (3) 再生計画が次に掲げる基準を満たすこと  
再生計画において金融機関への金融支援内容が合理的かつ公正衡平なものであること  
従業員が再生計画に協力的であること  
メインバンクが再生計画のモニタリングを行い、かつ計画の達成が見込めること

### 4 その他

保証協会と密接な連携をとることがポイントとなりますので、再生計画の早めの段階から連携に努める必要があります。また、手続に相応の時間を要することが想定されますので、保証協会へは早めに相談する必要があります。

#### **お見逃しなく！**

今年の4月から信用保証制度が改正される予定です。改正内容は今後明らかにされますが、これまで一律であった保証料率（年1.35%）が企業の信用力に応じて変わり、リスクが高い企業には高い料率が適用される見込みです。信用力を高めるためにも、財務体質の改善及び収益力の強化が求められます。